

スクール・セクシュアル・ハラスメント

Sexual Harassment in School
KAMEI Akiko

亀井明子

生徒からの相談

「先生、今日授業が終わったら話したいことがあるの」とAさんから声を掛けられたのは私が22才の駆け出し教員の時でした。放課後部活を終えて出てくるのを待っていると、かの女はいつもの屈託ない表情で校門から駆け出してきました。「近くの公園に行こう」との提案に二人は姉妹のように歩き出し公園に向かいました。まさか、そんなに深刻な相談を受けるとは夢にも思っていなかったのです。

「数年前から父と二人だけの家庭だった」と母親との離別の理由なども含め、かの女は淡々と話し出しました。一瞬の躊躇のあと一気に話し終えたかの女の相談内容は、「父から性虐待を受けている」ということでした。22才のあまりにも未熟な私には、一瞬のうちにことの次第を理解するには難解な内容であったと記憶しています。しかし、私が出せた結論は、「かの女を家に帰すわけにはいかない」ということだけでした。

それから十数年後、男の子の兄弟が転校してきました。私は兄の担任となり家庭訪問をした時に、保護者である母親から「実は…」と聞かされたことは、今で言うドメスティック・バイオレンスのある家庭でした。ある時「母さん！父さんのところから逃げよう」と子ども達に言われたことがきっかけ

で、夫の元から逃げることができたと話してくださいました。母親の一人親家庭になることは親としてためらいもあり、お母さんはずっと夫からの暴力に耐えていたのですとおっしゃっていました。私は「よく出る決心をされたと思います。何か困ったことがあれば言ってくださいね」と言葉を返すのが精一杯でした。

こうして困難な問題にいきなりぶち当たってスタートした私の教員生活は、子どもや保護者（大多数が母親）が抱える問題の多さに驚き戸惑いながらも、「こんなことってあるかもしれない…」と考えることで問題を発見し、共に解決の糸口を探りながらの子どもと、時には保護者との二人三脚あるいは三人四脚で来たような気がします。しかし昨年（2000年3月）、30年勤めた学校を去ることを決意しました。それは、本腰を入れて「女性や子どもへの暴力」をなくす活動をしていくには、教育現場にいることはできないと判断したからです。理由は、教育現場に体罰やセクシュアル・ハラスメントという暴力が厳然として存在すると認識し、それらをなくしていく活動、つまり、暴力防止（根絶）の活動は学校というところとは対極にあり、そこで声高に言うことさえためらわれる現実があるからです。体罰やセクシュアル・ハラスメントを問題にすることは、「内部告発」や「同僚を売るのか」と同じ教員からバッシングされることがとても多いからです。しかし皮肉なことに私のライフワークを決定した背景には、私の学校の中にいた前出のかの女たちとの出会いを始めとして数々の生徒や保護者からの相談に、「社会に存在するあまりにも理不尽な子どもや女性への暴力」があったからに他ならないと思っています。そして、かの女たちにポンと背中を押してもらって、私は一歩先に足を踏み出すことができたと思っています。

暴力とは？

女性や子どもが何故暴力を受けやすいかという、それは人として（女性は男性と、子どもは大人と）対等に扱われてこなかったこと、つまり人間として対等に扱われなかったことにあるのです。1945年の国連発足の際、国連

憲章の中には「基本的人権に対する信念」及び「人間の尊厳と価値」を宣言するに当たって、「男女同権」という言葉で平等性を謳っています。すべての人間の平等を強力に肯定したり、差別の根拠として明白に性別を標的とした国際法文書は存在していなかった（女性2000年会議国連広報センター文書から引用）といわれます。これは女性の人権が今後の課題であり、この時代にはまだ名実ともに存在していなかった事を表しているわけです。また、日本国憲法においても「法のもとに人はみな平等である」と謳われています。しかし、現実の社会は人権を尊重し平等には扱ってはこなかったのです。現在もまだ、平等社会は実現していません。

「暴力」は相手の人間的尊厳を侵害する強制的な力であり、この力の関係は個人の方ではなかなか解消できるものではない、つまり社会的構造的に作られた力関係の強弱によって相手の人権を侵害するのです。支配と被支配・主と従の関係とも言われます。「女性に対する暴力」は女性差別の一形態として分かりやすい存在であると思います。

ドメスティック・バイオレンス

イギリスには「親指のルール（The Rule of Thumb）」というものがありません。18世紀頃から夫は「しつけ」のためなら、自分の親指までの太さの鞭などを使って妻を打つ権利があると法的に認められていたということです。1700年代後半、北米のイギリス植民地においてイギリスの法学者ウィリアム・ブラックストーンの著書が広く読まれていたと言われていています。そしてそれはドメスティック・バイオレンスに関する法律に、数世紀にわたって影響を及ぼしてきたといえます。内容は次のようなものです。男性は自分の家族に対して極端な暴力を振るうはずがないとブラックストーンは信じていて、「夫は妻を正すことができる」ということを実際には言いたかったようです。つまり、家父長制度において父親は家庭の長であり、妻の上に立ち、子ども達の上に立ち、徒弟や使用人たちの上に立つ人物であって、彼はお仕置きや矯正をする権利をもっているというものでした。この考え方がアメリカに持

ち込まれ、例え暴力が振るわれたとしてもそれは夫の権利であり、夫婦間の争いごとに法的な介入はしないものとされていたのです。その背景には家事、育児、夫の世話などが上手くできるという事は妻の務めであり、これらを果たしていない妻は夫に殴られて当然という考え方があったと言われています。しかし、実際の意味あいには、妻や子どもを「Thumb (サム)」, 親指より大きなもので叩いてはいけないというものであったのです。親指より長くてもいいけど、それより太いものではダメというわけで、それが親指の太さまでのムチであれば使用してもいいというものとして解釈されてきたのです。

これがドメスティック・バイオレンスです。もし、街を歩いていて見知らぬ男性が女性に殴りかかってきたら、彼を留置所に入れることができる。なぜなら彼は、かの女に危害をくわえたことになるから。ところがその男が夫なら……そうはならなかったのです。単に誰かが誰かを殴ったことにはならないのです。ただ、夫であるという事実のために。

新しくできた法律は「配偶者からの暴力の防止と被害者の保護に関する法律」といい、俗に「DV防止法」と呼んでいます。タイトルにあるように配偶者と規定していますが、実際には恋人間にも数多く起こっているのです。恋人から殴られる女性は「彼が私を愛している証拠」と心から思っていることが多いのです。児童虐待で親が子どもを虐待するとき、「お前を愛しているからお母さん（お父さん）はお前をよくしようと思って殴るんだよ」と言われているのと同じで、「お前のために……」という言葉を伴って正当化し、被害者に「暴力と愛」の錯覚を刷り込んでしまうのです。暴力は決して「愛の証」になどなり得ないのです。

スクール・セクシュアル・ハラスメント

スクール・セクシュアル・ハラスメントは、企業や行政機関で起こるそれとは大きく異なります。それは、学校という集団には子どもが存在しているということです。しかも大人に比べて圧倒的多数で存在しているのです。多数派である子ども達にいと簡単にセクシュアル・ハラスメントをしてしま

うのは、子どもに対して人としての平等性を感知していない、人権尊重はないということであろう。人は誰でも、どこでもセクシュアル・ハラスメントを受けることなく生きる権利があるのです。まして学校は本来「子どもに安心して学習しその持てる能力を最大限伸ばしていく機会を保障されなければならないし、教育行政や学校関係者はそのような権利・安全な場を保障する義務がある」のですが、セクシュアル・ハラスメントが学校中で起こるといことはそれが守られていないことになり、子どもへの権利の重大な侵害になります。ここで規定する学校とは、小学校・中学校・高等学校と養護学校や各種学校など、文部科学省の管轄になる18歳未満の子どもが対象となります。しかし、私たちは幼稚園や保育所なども対象とし、地域にある学習塾や地域活動、家庭教師などからのセクシュアル・ハラスメントの相談も受けています。学校の中で起こる場合の人間関係は、例えば教職員と児童生徒、管理職と児童生徒、児童生徒間、保護者と児童生徒、管理職と教職員、管理職と保護者、教職員と保護者、その他には教育実習生と指導教官などがあり、ほかに学校に出入りする業者や工事関係者から、教職員や児童生徒が被害を受けるなど、多様な人間関係に起こっています。発達途上にある子どもにセクシュアル・ハラスメントが起こると、子どもの人格形成に大きな悪影響を与えることになるとともに、教育を受ける権利を侵害する行為になるのです。例えばこんなことがありました。

ある中学2年生の女子生徒が大好きな部活動を休みがちになったのですが、そのことを心配して顧問の先生が「最近、元気がないけどどうしたのか？」と尋ねてくれました。両親が離婚の問題について話し合っているのを聞いて不安な状態に陥り、一人悩んでいたことなどを先生に伝えたところ、かの女はそれまで張り詰めていた気が緩んだのか、涙がポロポロとこぼれてしまったのです。先生は突然かの女を抱きしめて「大丈夫だよ」と声をかけてくれたのですが、かの女がホッと安心したと同時に「えっ！」と思った瞬間、先生はかの女にキスをしたのです。どうしていいか分からなくなったかの女は、その後のことをあまり記憶もしていない混乱状態だったということでした。

そして次の日から学校に行けなくなってしまったのです。しかし、突然登校できなくなったことを今度は両親から「学校をサボる不良娘！」と責められました。それでもかの女は起こった事実を両親には言えなかったのです。きっと「先生がそんなことするはずがない」と信じてはもらえないと思っていたと…。その後、摂食障害や不眠の状態に陥ってしまったのです。

また、ある小学生の女子児童は先生の膝の上に抱っこしてもらっていてわいせつ行為をされました。かの女はそのことを「私が放課後一人で残っていたから先生にあんなことをされたのだ」と、長い間ずっと自分を責めつづけていたのです。成長してからもかの女は男性との恋愛関係をうまく築くことができなくて、「あの時あんなことが起こらなければ…」と、やはり自分を責めることになったと言います。このような被害にあって自分を責めるということはよくあるのですが、決してその子が悪いのではありません。このような行為をした先生に責任があるのです。でも、このような考え方は、「あなたにも落ち度がある」「あの先生に恨みでもあるのではないか」「厳しく指導をされたので先生に対する仕返しかもしれない」「先生がそんなことするはずがない」「あんなことを言って自分を注目してもらおうと思っているのではないか」など、社会にある「レイプ（セクハラ）神話」が大きく影響していると思われます。また、この神話を信じている人がいる限り、被害者をバッシング（二次被害＝セカンド・レイプやセカンド・セクハラと言われる）することになり、延いては加害行為者を正当化し支えていることになるのです。バッシングは被害を受けた当事者だけにとどまらず、保護者やかの女を支援した周りの人、校内で問題化した先生にも及びます。先生に対しては更に、「敏感になり過ぎている」や「そんなことに（たいした事ではないという意味も含め）目くじらを立てると職場の雰囲気気まずくなる」等と言われ、反対に問題を起こす先生と見られることが多いのです。子どもの人権を守ろうと声をあげた人がまるで加害者のように「あなたが悪い」「あなたがこのようなことを言い出さなければ…」と扱われることは、問題の本質に触れることなく表面的体裁を取り繕ってしまっただけで反省もなく、「まるでこ

のことはなかったかのように葬り去られてしまう」ことに繋がるのです。しかしこのように放置してしまうことは、またもや同じ事象を生み出してしまいうちを土壌を作っているようなものであると気づいてほしいものです。

なぜセクシュアル・ハラスメントが起こるのか

セクシュアル・ハラスメントが起こる背景の一つに社会的力構造があります。学校においては先生と児童生徒の間には教えるものと教えられるものという関係があり、非常に強い力関係であると言えます。強い力関係というのは、評価する側と評価される側という子どもにとっては「No!」と言えない状況にあります。仮に子どもが「いやだ!」「やめて!」と訴えたとしても、「あれは指導であった」「スキンシップであった」はたまた「愛情表現」などとの言葉と共に先生のセクシュアル・ハラスメント行為を正当化してしまうのです。また、周りの先生からも「あなたが気にしすぎるのよ」「あの先生はそんなことする人ではない」と言われます。新聞報道に見られるように「教育には一際熱心な先生で…」「部活動も一生懸命指導し、保護者からの信頼もあつい先生」「あのよう折目正しい立派な先生に限ってそんなことするはずがありません」「熱心に指導するあまり…」などの管理職コメントがありますが、このことは子どもの訴えを真っ向から否定してしまうことになるのです。記憶にも新しいところですが、「京大矢野セクシュアル・ハラスメント事件」や「大阪府前知事ノックのセクシュアル・ハラスメント事件」で認識したように、どれだけ研究分野で地位のある偉い教授であっても、高い得票数で府民の多くから支持された政治家であっても、このようなことをするのは、きちんとことの重大性を分析し反省し次に同じ事を起こさない覚悟で対処する必要があります。先生自身が児童生徒の関係において力関係があることをしっかり認識することも大切です。二つ目には、女子児童や生徒が被害を受けることが多い点からやはり女性を性の対象と見ることがあげられます。また、セクシュアル・ハラスメントの行為内容から例えば誉め言葉として発せられる「いいお嫁さんになる」や「いい体をして

いる」「胸が大きく女性らしくなった」など、また「女の子だから」「女の癖に…」などは、ジェンダー意識に基づく考え方が根底にあると捉えることができます。

セクシュアル・ハラスメントが起こると児童生徒の学習権に対する侵害となります。学校は家庭とともに子どもが生活の大半を過ごす場であり、学校の中で発生することは児童生徒を追い込むことになり、社会的・心理的影響を及ぼすのです。時に児童生徒は学校に登校できなくなったり、登校しても授業に身が入らなかつたり、不安や恐怖心を抱き不眠・食欲不振・疑心暗鬼に陥り、突然泣き出したり、震えが止まらなくなったり、攻撃的になったりと様々な症状を呈するようにもなります。結果的に登校できなくなってしまうことにつながります。

十数年前から不登校のことは学校の大きな問題となってきましたが、不登校は個人的問題と片付けるのではなく、このように先生からセクシュアル・ハラスメントの被害を受けて登校できなくなった子ども達がいるということを知ってもらいたいと思います。

セクシュアル・ハラスメントの共通したパターン

私たちがこれまでの相談事例や報道された児童・生徒に関わるセクシュアル・ハラスメント事例を分析してみて、これまで言われてきたような対価型（地位利用型）や環境型という分類だけでは説明がつかないようなことが生じていることが分かってきました。それは一定のパターン化された行為であるととらえ、七つの型に類型化してみました。そのひとつに**身体接触型**があります。これは体育の授業の時、クラブ（とりわけ運動部が多い）の活動、実習などの時に指導ということで意図的に児童・生徒の体をさわったり、教科学習の時に後ろから体をすり寄せてくる、補助をする名目で手や腕などにさわるとがあります。授業時だけではなく服装の指導にことよせて、例えば「名札を出しなさい」と言って胸のポケットに手を差し入れて名札を取り出すなどの行為は、指導の名のもとに行われる身体接触型の典型でもあるの

です。小学生でよく見られるのが「お膝に抱っこ」という身体接触です。私たちがここでいう身体接触とは、授業の中で偶然触れてしまう場合や子どもが身体接触を求めてくる場合以外、例えば子どもが望んでいないのに「かわいいから」というような理由で特定の子どもに対して偶然ではなく意図的に繰り返し行われる行為と捉えています。時には先生が自分のからだに触れさせるということも起こります。それは肩を揉ませる行為やマッサージなどをさせたりすることもあります。性器にさわらせるということも起こっています。次に**犯罪型**と言えるもので、刑法の強姦や強制わいせつに触れるような行為であり、特別教室や準備室(教官室)などで密かにこのような犯罪行為に及ぶケースがあります。しばしば補習授業の中で、進路指導や生徒指導という名目で休みの日に生徒を呼び出して1対1、つまり本人とその教師しかいない状況を作りだして行うことが少なくはないのです。この場合は生徒が相談しても先生は全面否認を繰り返すことが多いのです。全面否認する限り学校もそれ以上手の出しようが無く、教育委員会も処分には踏み切れず進展しないことがあります。このような状態の中で、最近では学校や教育委員会は身内と同じと直接警察へ被害届を出し、先生が逮捕されるということも出てきています。三つ目の**鑑賞型**は、学校生活の中で着替えたりする場面はたくさんありますが、その時々に着替えているところ、水着姿、身体検査などを見る行為つまり、鑑賞したり、品定めしたり、更衣のときに男性の先生が教室から出て行かないなどがあります。クラブ活動の時の更衣時も同じようなことが起こります。これらは「指導のため」「熱心さのあまり…」と言われることが多いのですが果たしてそうでしょうか?学校でないところでやれば、堂々の「痴漢」「のぞき」となり犯罪にもなる種類のものです。**プライバシーない型**とよばれるものは本来干渉型とも侵害型とも言えるものがありますが、それらと違う点は、干渉や侵害はプライバシーがあって初めて成り立つものだという事です。学校の中で児童や生徒のプライバシーはあるのかというと、無いに等しい状況である事からプライバシーない型としたのです。どのようなことがこれに該当するかというと、生理のこと、下着の色、

男友達との交友関係、果ては性体験までプライバシーに関わる事を聞き出すということまで起こるのです。時には生理のことを細かく報告させたり、下着の色を指導するなど称して下着姿にさせてしまうこともあるのです。学校には「生活指導」という言葉がありますが、これらの事はすべて生活指導の一環と言われ、またこのようなことを児童生徒に聞くことは当然のことと捉えられています。次に**からかい型**と呼ばれるものでは、児童生徒の体つきや容貌についてからかったり批評したりすることや、授業中に先生が卑猥なことを話し児童生徒の反応をみて笑ったり言葉を掛けたりすることがあります。例えば服装の校則違反を指導する時に「ブスは化粧するな！」や「スカートを短くして太い足（大根足）を出すな」などと言ったりします。次に**懲罰型**と呼ばれるものもあります。その懲罰を受ける児童生徒にとっては性的羞恥心を引き起こすようなこともよく起こります。

これは小学校で起こった例ですが、先生の出した課題にキチンと取り組まなかったからということで、罰として女子児童7人を裸にしたのです。運動部の試合に負けたからといってやはり罰として下半身裸にさせてグラウンドを走らせるという行為もありました。忘れ物の罰としてパンツを下げさせてお尻を棒や竹刀で叩くということもあります。これらは児童や生徒にとっても恥ずかしく自尊心の低下にも繋がっていくようなものであるとともに、児童生徒の人格形成の上にも大きな影響があることを知る必要があります。最後は**ジェンダー・ハラスメント型**です。これは伝統的性別役割や行動様式を期待し役割期待に応えると肯定的評価をし、そこからはずれた性別役割意識や行動に対しては否定的な評価を加えるというものです。たとえば「男のくせに」とか「女のくせに」と言うだけでなく、ほめているつもりであっても「いいお嫁さんになるよ」とか「女の子は優しいお母さんにならないと」また「結婚して子どもを産んで女の子は一人前になる」などと言うこととなります。これらは全くプライバシーに関わることであるとともに性の自己決定権の侵害にもなるものです。学校の中は制度そのものがジェンダーに裏打ちされていて、制服や標準服は女子はスカート、男子はズボン、名簿

も学校の取り組みでも男子が先で女子が後ということや、進路指導の時にも「女の子はいずれお嫁に行くんだから、そこそこの所でいい」と先生に言われることも多々あります。「女子は短大」「男子は4年制大学」と言われるようなことです。

現在ジェンダーに偏らない社会の創出をと、意識の変革や制度の是正が検討されだしたところでは、学校の中でも児童生徒にしっかりとジェンダーフリーの教育を実践し、固定的な性別役割を無くし、ジェンダーに基づく差別を解消する様に努力されることが大切であると思います。それは、とりもなおさず将来の性加害者を作らないことと性被害者を作らないことに繋がっていくものと考えています。

「先生になる」ということはこのような意味でも人に（児童生徒に）大きな影響を与える職につくということです。一人一人がその重みも考え合わせながら「一個の人間としての児童生徒に如何に関わりを持っていくか」ということを考えてほしいと思います。

付 記

本稿は、2001年10月22日の講演会（於駒澤大學）の内容に基づいて新たに加筆したものです。また、事例については、当時者が特定されないように少し手を加えています。